

財産開示事件申立ての手引 (令和3年1月4日)

〒900-8567 那覇市樋川1丁目14番1号

那覇地方裁判所 民事第3部 債権執行係

☎ 098-918-3330 (直通)

1 申立手数料

収入印紙 2,000円分

- ※ 1名の債権者が2通以上の債務名義に基づいて申し立てても、債務者が1名であれば1個の申立てでできます。
- ※ 債権者が2名以上の場合は、債務名義が1通であっても申立ての個数は債権者の数になります(2,000円×債権者の数)。
- ※ 同一の債務名義に複数の債務者が記載されている場合も、財産開示手続の性質上、債務者ごとに別事件として申立てをすることが必要となります。

2 予納郵便切手, 予納金

- (1) 郵便切手 84円分(保管金提出書の郵送を希望する場合)
- (2) 予納金 6,000円

3 申立書添付書類

- (1) 債務名義及びその送達証明書

※ 執行文付与が必要な債務名義は、執行文付きのもの

※ 更正決定又は更正処分があるものは、その正本及びその送達証明書も添付のこと

- (2) 当事者(債権者, 債務者, 第三債務者)が法人である場合, 代表者の資格証明書(商業登記の登記事項証明書等)
 - (3) 当事者の住所や氏名(名称)が債務名義上の住所・氏名(名称)と異なっている場合, 当事者の同一性(つながり)を示す公文書(住民票, 戸籍附票謄本, 商業登記の履歴事項証明書等)
- ※ 上記(2), (3)については, 申立日より1か月以内に発行されたもの。

4 申立書添付書類以外の提出書類

当事者目録, 請求債権目録の写しを各1部添付してください(これは申立書に添付書類として表示しなくて結構です。またホッチキスとじ及び押印はしないでください。)

※ 不明の点, 特殊事案等については, 係に相談してください。